

環境技術等研究開発推進事業費補助金
北極域研究強化プロジェクト
— A r C S Ⅲ —
(Arctic Challenge for Sustainability Ⅲ)

公募要領



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

令和7年1月6日

文 部 科 学 省

目 次

1. 事業の背景・目的	4
(1) 事業の背景	
(2) 事業の目的	
2. 事業の内容	5
(1) 事業規模	
(2) 事業内容	
(3) 実施体制	
(4) その他	
3. 応募手続き	7
(1) 応募機関	
(2) 応募者	
(3) 経費	
(4) 応募書類の入手方法	
(5) 応募書類の提出	
(6) 問合せ先	
(7) 応募書類の作成・提出に当たっての留意事項	
4. 審査	9
5. 補助金の交付に当たっての諸手続き	10
6. 公募から事業開始までのスケジュールの概要	10
7. 応募に当たっての留意事項	10
(1) 代表機関の長、実施担当者及び経理担当者への留意事項	
(2) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保	
(3) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)	
(4) 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	
(5) 社会との対話・協働の推進について	
(6) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について	
(7) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」への回答・提出について	
(8) 不正使用及び不正受給への対応	

- (9) 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置
- (1 0) 関係法令等に違反した場合の措置
- (1 1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について
- (1 2) 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について
- (1 3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について
- (1 4) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

別表 北極域研究強化プロジェクトに係る経費について【環境技術等研究開発推進事業費補助金】

別添 1 令和 7 年度北極域研究強化プロジェクト【環境技術等研究開発推進事業費補助金】申請書

別添 2 北極域研究強化プロジェクト【環境技術等研究開発推進事業費補助金】審査要項

1. 事業の背景・目的

(1) 事業の背景

北極域は、温暖化の影響が最も顕著に現れている地域であり、I P C C（気候変動に関する政府間パネル）の「1. 5℃特別報告書」においても、世界全体の年間平均より2～3倍高い昇温が指摘されているとともに、急激な海水の減少や氷床融解の加速などの急激な変化は地球全体の環境や生態系に大きな影響を与えることが科学的に指摘されており、将来への深刻な懸念が国際的に共有されている。

その一方で、北極域の海水の減少は、北極海航路の利活用や海底資源開発などによって経済活動の飛躍的な拡大につながることが期待されており、北極圏国だけでなく、非北極圏国も強い関心を抱くようになってきている。このような開発等の経済活動の拡大は、北極域の環境や生態系に不可逆的なダメージを与えるのみならず、全球的な環境変化を拡大させるリスクも有するものである。

こうした北極域における問題に対処するためには、北極圏国のみならず、非北極圏国からの参加を含む科学的な国際協力の強化が必須である。

我が国では、「我が国の北極政策」（平成27年10月総合海洋政策本部決定）に基づき、研究開発、国際協力、持続的な利用の3つの分野を中心に取組を進めてきている。

令和3年度から日本で初めて砕氷機能を有する北極域研究船「みらいⅡ」の建造に着手するとともに、同年には、アイスランドとの共催で、アジアで初めての「第3回北極科学大臣会合」を開催し、国際協力のために必要な行動を具体化した共同声明を取りまとめた。また、令和5年「G7仙台科学技術大臣会合」、令和6年「G7イタリア科学技術大臣会合」において、北極域研究船などの国際的な観測プラットフォームを活用し、観測を強化していくことが支持された。

さらに、令和5年4月に閣議決定された第4期「海洋基本計画」において北極政策が主要政策の1つに位置付けられているとともに、令和6年4月に総合海洋政策本部により取りまとめられた「海洋開発等重点戦略」においても引き続き推進していくなど北極域研究に関する国際的な議論、協力・協働に貢献する記載がなされている。

これまでG R E N E事業から北極域研究推進プロジェクト（A r C S）、北極域研究加速プロジェクト（A r C SⅡ）と実施してきた北極域の観測・研究を継続的に進めるとともに、観測データの空白域・空白時期を解消に向けて、「みらい」や「みらいⅡ」等を活用した観測・研究の継続を推進することが必要である。また北極域の環境変動による地球規模課題に対処するための国際貢献、国際的な場で活躍する人材育成や国際連携の強化、先端的な技術等も積極的に取り組んだ観測・研究をさらに戦略的かつ強力に進めるため、北極域研究強化プロジェクトを実施する。

(2) 事業の目的

気候変動などの地球規模課題や北極域の変動が我が国を含む人間社会に与える影響等の解明を目指すとともに、観測・研究成果を国内外のステークホルダーに提供することにより、北極域の利用等に関する国際的ルール形成に資する等、我が国が強みを有する科学力に基づいた国内外社会への貢献を行い、我が国のプレゼンス向上を図ることを目指す。

2. 事業の内容

(1) 事業規模

令和7年度新規課題の公募における事業規模等は、下表のとおりとします。

実施期間：5年以内（令和7年度～令和11年度）

補助金額：703百万円以内（令和7年度予定）

採択予定件数：1件

※補助金の交付は1年ごとに行います。

※原則として3年度目に中間評価を実施し、必要に応じて、その評価結果に基づき事業の見直し等を行います。

※令和8年度以降の補助金の上限額については、各年度の予算額等により変更することがあります。

※本事業の実施は、令和7年度当初予算が成立することを前提とします。予算の状況等によっては、内容等に変更があり得ることをあらかじめご承知おきください。

(2) 事業内容

本補助金制度では、「1. 事業の背景・目的」に記載する補助事業目的に基づき、以下の内容に合致した補助事業計画を提案するとともに、必要となる研究基盤の整備等の内容について記載してください。

- ・ 観測データの空白域・空白時期の解消に向けた観測の着実な継続・強化
急激に変化する北極域の環境変動への対応は喫緊の課題であり、特に重要な観測データの空白域・空白時期の解消に向けて、海洋地球船「みらい」、北極域研究船「みらいⅡ」や先端的な技術等を活用した観測の着実な実施・強化等により観測データを充実させる。また、森林火災、永久凍土融解等の未解明な部分の多い環境変動の解明等に資する多様な観測・研究を実施する。
- ・ 社会課題の解決に資する研究の実施、情報発信
北極域の環境変動が我が国を含む中緯度地域等の他地域に及ぼす影響や環境変動が地域住民やグローバルにもたらす影響等について出口を見据えた人文・社会・自然科学間の分野横断的な研究を実施する。また、蓄積される観測データや科学的知見等を新たな視点で活用し、災害の早期警戒につながるような情報分析など、実際の社会・経済等に活かせる研究や情報発信を実施することや、これらの知見等を統合し北極域の持続可能な利用のための国際ルールや国際協力の在り方の取りまとめを発信する。
- ・ 国際研究プラットフォーム化される「みらいⅡ」の活用や人材育成等による研究基盤の強化
これまで整備されてきた国際連携拠点等の必要な研究基盤の整備・活用や、将来の我が国の北極域研究を担い、北極を巡る国際的な場で活躍する若手研究者等の人材の育成・確保に取り組む。また、今後、国際研究プラットフォーム化される「みらいⅡ」を活用した観測・研究計画や共同研究、国際的な人的交流（派遣・受入）の強化により国内外との連携を強化する。

【事業内容の記載するにあたっての留意事項】

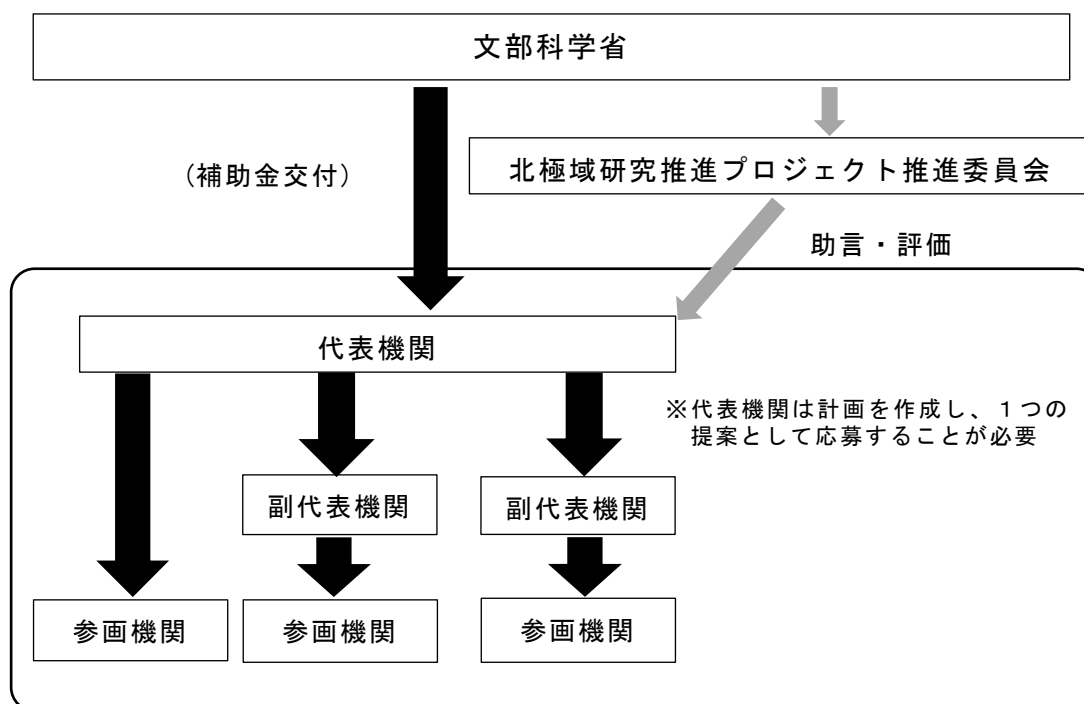
本事業を進めるにあたり、下記の①～⑧に留意してください。

- ① 北極に関する諸問題に関する課題解決に貢献し、我が国の強みを活かしつつ、国際的な取組を牽引することを目指すこと
- ② 研究者だけでなく、多様なステークホルダーとの協働を促進するため、随時、情報交換や連携・協議を行う体制を確保すること
- ③ 社会課題解決のために、自然科学と人文・社会科学が分野横断的に取り組むだけでなく、多分野間の知見を活用し、包括的、総合的に推進すること
- ④ 研究成果について、専門家以外の者にも随時わかりやすい形で適切に国内外に情報発信することに努めること
- ⑤ これまでの研究活動等を通じて得られた北極域のデータ活用や情報の管理及び公開のためのシステム構築を推進するとともに、国際連携拠点の活用、国際的な枠組みとの連携を図ること
- ⑥ 地球環境変動、環境経済、持続可能な開発等の社会課題の解決に貢献するため、多様な分野と積極的に連携した取組の推進に努めること
- ⑦ 「我が国の北極政策」（平成27年10月16日 総合海洋政策本部）にある「研究開発」、「国際協力」、「持続的な利用」の3本柱を総合的に推進するための基盤となることを目指すとともに、海洋開発等重点戦略（令和6年4月26日 総合海洋政策本部）にある「北極政策における国際連携の推進等」に取り組むことを計画に記載すること
- ⑧ 事業計画には令和8年以降に就航予定の「みらいⅡ」や今後、国際研究プラットフォーム化される「みらいⅡ」を活用した観測・研究計画や人材育成計画等を記載すること

（３）実施体制

本事業では、補助事業者である実施機関が事業計画全体の実施及び取り纏めについて責任を有する機関（代表機関）としての任を負っていただきます。また、代表機関は、事業の実施にあたり、副代表機関を設定し、連携して事業を行うことや、必要に応じて、その他の機関を参画させることもできます（参画機関）。この場合、上述のとおり、代表機関において、副代表機関及び参画機関が実施する研究の一切の管理・監督を行い、計画全体を総括して把握し、効率的・効果的に運営する体制を構築していただくことが必要となります。

<体制図の例>



(4) その他

- 本事業では、応募に当たり、実施期間（最長5年）を通じた一連の計画を作成し提出していただきますが、単年度の補助事業として取り扱うため、年度間での補助金の流用等はできません。
 なお、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由（試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由）により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、繰越手続きを行い財務大臣の承認を得ることにより、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。
- 本事業は、事業年度毎に実績報告書及び成果報告書を作成していただく必要があります。
- 原則として3年度目に事業の進捗状況確認の一環として、中間評価を実施します。その評価結果に基づき、必要に応じてそれ以降の事業内容の見直し等を行います。
- 本事業は、補助事業期間中の各種調査や補助事業期間終了後の追跡調査に対応していただく必要があります。

3. 応募手続き

(1) 応募機関（代表機関）

日本国内の機関であり、下記の（ア）～（エ）すべてを満たすことが必要です。

（ア）次の（A）から（C）のいずれかに該当する機関であること

（A）大学及び高等専門学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校をいう。）

（B）大学共同利用機関法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）

- (C) 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）
- (イ) 北極域の観測研究の知見や専門性を有する機関であること
- (ウ) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有する機関であること
- (エ) 補助金の交付は、原則精算払いであることから、事業を的確に遂行するために必要な財政的基礎を有する機関であること
- * なお、補助金の概算払いをする必要があると認められる場合には、所要の手続きを経て、交付決定額の全部又は一部を概算払いすることができます。

【副代表機関・参画機関の要件】

上記、(イ)～(エ)すべてを満たすことが必要です。

(2) 応募者

本補助事業における応募者は、代表機関の長とします。また、応募にあたっては副代表機関を設定し、共同して提案することも可能です。

(3) 経費

- 本補助事業を実施するために必要となる物品費、人件費・謝金、旅費、委託費及びその他を対象とします。本事業の対象となる経費の用途等については、別表「北極域研究強化プロジェクトに係る経費について【環境技術等研究開発推進事業費補助金】」を参照してください。
- 経費の取り扱いについては、別に通知する交付要綱、取扱要領等に従って適切に管理執行していただくこととなりますので、留意してください。

(4) 応募書類の入手方法

応募書類の様式等、応募に必要な資料の入手については、文部科学省ホームページの公募情報 (https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/index.htm) からダウンロードしてください。

また、本補助事業の取扱いについては、本要領のほか、環境技術等研究開発推進事業費補助金交付要綱及び北極域研究加速プロジェクト【環境技術等研究開発推進事業費補助金】取扱要領（改正予定）に定めていますので、ご参照ください。

(5) 応募書類の提出

応募書類の提出は以下 URL へのアップロードにて提出をお願いします。

URL : <https://mext.ent.box.com/f/b8f647dba4244b99b234a183bbf88273>

※BOX を活用

またアップロードした際は、あわせて必ず文部科学省研究開発局海洋地球課宛にメールにて連絡してください。

E-mail : kaiyou@mext.go.jp

※メールの件名は「【提出完了】北極域研究強化プロジェクト応募書類」としてください。

応募書類の提出方法については3.(7)を御覧ください。なお、必要な応募

書類は以下のとおりです。

提出書類：北極域研究強化プロジェクト【環境技術等研究開発推進事業費補助金】応募書類

受付期間：令和7年1月6日（月）～令和7年2月6日（木）

17：00（厳守）

（6）問合せ先

本事業に関する問合せ先等は以下の通りです。

また公募開始後に公募要領や様式等に変更が生じる場合には、文部科学省のウェブページ（<https://www.mext.go.jp/>）にて周知しますので、ご注意ください。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省研究開発局海洋地球課 E-mail：kaiyou@mext.go.jp

（7）応募書類の作成・提出に当たっての留意事項

- 審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査対象としないことがあります。また、虚偽の記載等があった場合は、採択後においても、採択を取り消すことがあります。
- 提出された申請書は、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合であっても、差し替えや訂正は認めません。

4. 審査

- 支援対象事業の採択に当たっては、ヒアリング審査の実施を予定しています。
- 審査は、応募書類（「令和7年度北極域研究強化プロジェクト【環境技術等研究開発推進事業費補助金】応募書類」（別添1））に基づき、北極域研究推進プロジェクト推進委員会で行います。また、審査は非公開で行われ、審査の経過等に関する問い合わせにはお答えできません。
- 審査方法等については、「北極域研究強化プロジェクト【環境技術等研究開発推進事業費補助金】審査要項」（別添2）を参照してください。
- 応募機関におかれては、ヒアリング審査への対応をお願いすることとなりますので、あらかじめご承知おきください。
- ヒアリング審査の際には、応募書類を使用するほか、プレゼンテーション資料の投影を行うことができます。プレゼンテーション資料は別途指定する日までに、ファイルを文部科学省へ送付してください。
- ヒアリング審査実施前に、事前に確認事項をお送りさせていただくことがあります。確認事項に対しての回答はヒアリング時のプレゼンテーションに含めてください。
- 審査の結果、応募書類の大幅な修正を求める場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。また、採択に当たっては、研究課題の内容、研究期間、研究に要する経費、実施体制等に関し、必要に応じて改善のため条件又は意見を付す場合があります。

- 審査結果に基づく採択、不採択については、全ての応募機関に文書で通知（3月上旬頃）します。
- 採択決定後、文部科学省ホームページへの掲載等により、採択機関や審査委員等についての情報を公開します。

5. 補助金の交付に当たっての諸手続き

- 本事業は、（項）研究開発推進費（目）環境技術等研究開発推進事業費補助金による補助事業であり、実施機関は補助金の交付等に関する諸手続きが必要となります。
- 実施機関に対しては、別途、補助金交付申請手続きに関する連絡をします。

6. 公募から事業開始までのスケジュールの概要

- 公募開始： 1月6日（月）
- 公募締切： 2月6日（木） 17：00（厳守）
- ヒアリング審査： 2月下旬～3月上旬
- 採択結果の通知： 3月上旬頃
- 補助金交付関係手続： 3月上旬～3月中旬
- 交付決定、事業開始： 4月1日（火）

※審査の状況等により、スケジュールを変更する場合があります。

7. 応募に当たっての留意事項

（1）代表機関の長、実施担当者及び経理担当者への留意事項

代表機関の長、実施担当者及び経理担当者は以下のことに留意してください。

- 本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。
- 応募書類、交付申請書、報告書等の作成や提出、事業の実施等については、代表機関の長の指揮管理の下、一括して行ってください。
- 本補助金の執行事務を適切に遂行するため、機関の事務局が計画的に経費の管理を行ってください。その際、本補助事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収支を証する書類等を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助事業（各年度の補助事業）が完了した年度の翌年から5年間保存してください。
- 設備備品を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、複数年度にわたる補助金による事業実施期間内のみならず、その終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。
- その他法令、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

（2）研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて機関に照会を行うことがあります。

(3) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制※1が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費等の配分の停止や、研究費等の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者(特定類型※2に該当する居住者を含む。)に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供すること

はもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本補助事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本補助事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

○ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

○ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

○ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

○ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

○ 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

(4) 国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について

平成28年9月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成28年11月30日(ニューヨーク現地時間)、国連安全保障理事会(以下「安保理」という。)は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第2321号を採択しました。これに関し、平成29年2月17日付けで28受文科際第98号「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について(依頼)」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文11の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除く全ての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第2321号については、以下を参照してください。

○ 外務省：国際連合安全保障理事会決議第2321号 和訳(外務省告示第463号(平成28年12月9日発行))

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

(5) 社会との対話・協働の推進について

「「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。

本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いいたします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

(6) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正）※¹の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費等の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

（※1）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(7) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」への回答・提出について

本事業の交付に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費等の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）に回答・提出することが必要です。（チェックリストへの回答・提出がない場合の交付は認められません。）

このため、令和 7 年 3 月 31 日までに、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、公募締切までに当該ウェブサイトの記載内容にしたがって令和 6 年度版チェックリストの回答・提出を行ってください。

この回答・提出に係る手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けた機関は、当該資金の管理を行っている期間中、毎年度 12 月 1 日までにチェックリストを提出する必要があります。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けない機関については、チェックリストの回答・提出手続きは不要です。

以上の点を含め、本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

(体制整備等自己評価チェックリストの回答・提出に関する文部科学省ウェブサイト)
https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

チェックリストの提出には、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の利用可能な環境が整っていることが必要です。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

(8) 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費等の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、以下のとおり厳格に対応します。

○研究費等の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 交付決定の取消し等の措置

不正使用等が認められた課題について、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助金についても交付しないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{※1} 資格の制限等の措置

本事業の研究費等の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2} に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、北極域研究強化プロジェクトへの申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

- (※1) 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。
- (※2) 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間 ^{※3} (原則、補助金等を返還した年度の翌年度から ^{※4})
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10 年
	(2) (1) 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
		② ①及び③以外のもの	2～4 年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年

2. 偽りその他不正な手段により本事業における研究費等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5 年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限 2 年、下限 1 年

(※3) 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

- ・表中 1. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

- ・表中 3. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

(※4) 補助金等を返還した当該年度についても、参加資格を制限する。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費等の不正使用等を行った研究者や善管注意義務に違反した研究者のうち、北極域研究強化プロジェクトへの申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、文部科学省において原則、公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各研究機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイト参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

(9) 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度※1 において、研究費等の不正使用等により制限が行われた研究者については、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」〔競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R3.12.17 改正）〕に準じて、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」については、令和 7 年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、令和 6 年度以前に終了した制度においても対象となります。

(※1) 現在、具体的に対象となる制度については、以下のウェブサイト参照してください。<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

(10) 関係法令等に違反した場合の措置

補助事業等を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費等の配分の停止や、研究費等の配分決定を取り消すことがあります。

(11)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)※1を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

(※1)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(12)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の交付に当たり、各研究機関※1,2は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の交付は認められません。)

このため、令和7年3月31日まで、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Radから令和7年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、交付申請日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Radを利用して提出(アップロード)してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00005.html

(※1) 提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となります。
e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分に注意してください。
e-Rad利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(※2) 文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度9月30日(9月30日が土日祝日の場合は、直前の営業日)までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

(13)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 交付決定の取消し等の措置

本事業研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助金についても交付しないことがあります。

(ii) 申請及び参加※¹ 資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

（※1）「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

特定不正行為に係る応募制限の対象者			特定不正行為の程度	応募制限期間
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10年
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪	2～3年

筆者又はこれらの者と同等の責任を負う と認定された者)	質性が高いと判断され るもの	1 ～ 2 年
	当該分野の研究の進展 への影響や社会的影響 が小さく、又は行為の悪 質性が低いと判断され るもの	

(iii) 他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、令和7年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和6年度以前に終了した制度においても対象となります。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各研究機関において適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案については、以下ウェブサイト
を参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(14) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、交付申請手続きの中で、実施責任者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

以下を参考に確認書等を作成すること。

令和〇年〇月〇日

文部科学大臣 殿

(実施責任者が研究者でない場合) 〇〇大学長
(実施責任者が研究者の場合) 〇〇 〇〇

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本研究課題に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

別表

北極域研究強化プロジェクトに係る経費について 【環境技術等研究開発推進事業費補助金】

大項目	中項目	中項目の具体的な支出の例示
物品費	設備備品費	<u>業務・事業の実施に必要な機械装置、工具器具備品等の購入、製造又はその据付等に要する経費。装置等の改造（主として機能を高め、又は耐久性を増すための資本的支出）及びソフトウェア（機器・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能するもの）を含む。なお、設備備品の定義・購入手続きは研究機関の規程等によるものとする。</u>
	消耗品費	<u>業務・事業の実施に直接要した以下に例示する資材、部品、消耗品等の購入経費。なお、消耗品の定義・購入手続きは研究機関の規程等によるものとする。</u> ・ソフトウェア ※バージョンアップを含む ・図書、書籍 ※年間購読料を含む ・パソコン周辺機器、CD-ROM、DVD-ROM等 ・実験動物、試薬、試薬キット、実験器具類 ・試作品等
人件費・謝金	人件費	<u>業務・事業に直接従事した者の人件費で主体的に研究を担当する研究者の経費</u> ・研究採択者本人の人件費（有給休暇等を含む）及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・ポスドク等、機関で直接雇用する研究員の人件費（有給休暇等を含む）及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用 ・他機関からの出向研究員の経費等 <u>業務・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に研究等を担当する者の経費</u> ・リサーチアドミニストレーター、リサーチアシスタント ・研究補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員 ・技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員、秘書等 * 人件費の算定にあたっては、研究機関の給与規程等

		によるものとする。
	謝金	<u>業務・事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費</u> ・研究運営委員会等の外部委員に対する委員会出席謝金 ・講演会等の謝金 ・個人の専門的技術による役務の提供への謝金（講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正（外国語等）等） ・データ・資料整理等の役務の提供への謝金 ・通訳、翻訳の謝金（個人に対する委嘱） ・学生等への労務による作業代 ・被験者の謝金等 * 謝金の算定にあたっては、研究機関の謝金支給規程等によるものとする。
旅費	旅費	<u>旅費に関わる以下の経費</u> ①業務・事業を実施するにあたり研究者及び補助員（学部学生・大学院生を含む）の外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）。学会へ参加するための交通費、宿泊費、日当、旅行雑費を含む。 ②上記①以外の業務・事業への協力者に支払う、業務・事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ③外国からの研究者等（大学院生を含む）の招へい経費（交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費） ④研究者等が赴帰任する際にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費）等 * 旅費の算定にあたっては、研究機関の旅費規程等によるものとする。 * 旅費のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ）を含む。 * 「旅行雑費」とは、「空港使用料」「旅券の交付手数料」「査証手数料」「予防注射料」「出入国税の実費額」「燃油サーチャージ」「航空保険料」「航空券取扱手数料」等をいう。
委託費	委託費	<u>副代表機関などに業務の委託を行う場合にかかる経費</u>
その他	外注費	<u>外注に関わる以下の経費</u> 業務・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費 ・機械装置、備品の操作・保守・修理（原則として

		当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む）等の業務請負 ・実験動物等の飼育、設計（仕様を指示して設計されるもの）、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の業務請負 ・通訳、翻訳、校正（校閲）、アンケート、調査等の業務請負（業者請負） 等
	印刷製本費	<u>業務・事業にかかる資料等の印刷、製本に要した経費</u> ・チラシ、ポスター、写真、図面コピー等研究活動に必要な書類作成のための印刷代 等
	会議費	<u>業務・事業の実施に直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費</u> ・研究運営委員会等の委員会開催費 ・会場借料 ・国際会議の通訳料 ・会議等に伴う飲食代・レセプション代（アルコール類は除く） 等
	通信運搬費	<u>業務・事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料</u> ・電話料、ファクシミリ料 ・インターネット使用料 ・宅配便代 ・郵便料 等
	光熱水料	<u>業務・事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費</u>
	その他 （諸経費）	<u>上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費</u> ・物品等の借損（賃借、リース、レンタル）及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、圃場借料 ・研究機関内の施設・設備使用料 ・学会参加費（学会参加費と不可分なランチ代・パンケット代を含む。学会に参加するための旅費は『旅費』に計上） ・学会参加費等のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ） ・研究成果発表費（論文審査料・論文投稿料（論文掲載料）・論文別刷り代、成果報告書作成・製本費、テキスト作成・出版費、ホームページ作成費等） ・広報費（ホームページ・ニュースレター等）、広

		告宣伝費、求人費 ・ 保険料（業務・事業に必要なもの） ・ 振込手数料 ・ データ・権利等使用料（特許使用料、ライセンス料（ソフトウェアのライセンス使用料を含む）、データベース使用料等） ・ 特許関連経費 ・ 薬事相談費 ・ 薬品・廃材等処理代 ・ 書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・ レンタカー代、タクシー代（旅費規程により『旅費』に計上するものを除く） 等
--	--	--

◆使用できない主な経費

- ・ 機関が定めた規程により執行し得ないもの
- ・ 機関で通常備えるべき物品を購入するための経費（机、いす、複写機等）
- ・ 不動産の取得、建物等施設の建設・改修に係る経費（ただし、本補助事業により購入した設備備品を導入することにより、必要となる軽微な据付費等を除く）
- ・ 本補助事業の遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費（訴訟経費を含む）
- ・ 機関の教職員（本補助事業により雇用され、専ら本補助事業に従事する者を除く）の人件費
- ・ 退職手当積立のための退職手当引当金相当経費
- ・ 学生に対する学資金の援助のための経費（例えば、奨学金等）
- ・ 学内の打ち合わせや会議等、シンポジウム等の一般参加者に係る飲食等経費
- ・ その他、本補助事業の遂行に関係のない経費